

九州歯科大学附属図書館規定

第1章 総則

第1条 この規程は、九州歯科大学学則第5条第2項の規定に基づき、九州歯科大学附属図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 図書館は、図書館資料の収集、整理、保存して、教職員及び学生の利用に供し、調査研究と教育に資することを目的とする。

2 図書館資料とは、図書、記録及び視聴覚資料その他教育及び研究に必要な資料をいう。

第3条 図書館は、個人又は団体から委託を受けて、その所属する図書を保管することができる。(以下この図書を「受託の図書」という。)

2 受託の図書は、特別の契約がない限り、図書館の図書に準じて取り扱う。

3 受託の図서가、火災その他避けることのできない災害によって、損害を受けたときは、その責めを負わない。

第4条 研究室の備品に属する図書を購入した者は、その都度図書館を通じて図書名を所定の簿冊に登録し、かつ、購入図書目録を作成して、保管の責めを負わなければならない。

2 図書館長(以下「館長」という。)は、管理上必要があるときは、前項の図書について報告を求め、又は係員に命じてその調査をさせることができる。

第5条 図書館の利用及び取扱業務は、おおむね次のとおりである。

- (1) 館内閲覧(完全開架式とする。)
- (2) 館外貸出(帯出) - 貴重図書等特定のものを除く。
- (3) 他の関係図書館との相互利用(相互貸借)
- (4) 文献検索その他調査
- (5) 文献の複写
- (6) 図書館資料の選定、受入れ及びその登録と除籍
- (7) 図書館資料の分類と目録の作製、配列及び整理
- (8) 図書館関係の各種統計

第6条 図書館に、図書管理のため次の簿冊を整えて整理する。

- (1) 図書原簿
- (2) 除籍簿

第2章 図書館の利用

第7条 図書館の開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、館長は、必要に応じ、事前に告示して、開館時間を臨時に変更し、又は臨時休館することができる。

- (1) 開館時間 平日 午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日 日曜日、土曜日、祝日及び本学所定の休日

(3) 月末閉館 館内整理のため毎月月末

第8条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 本学の教職員、大学院生及び学生(附属歯科衛生学院学生を含む。)

(2) 館長が特に許可した者

第9条 図書を一時に閲覧できる冊数の限度及び一人につき図書を帯出できる冊数の限度は、次のとおりとする。

(1) 本学の教職員及び大学院生 5冊

(2) 学生 3冊

(3) 前条2号に掲げる者は、その身分を指定するとき定めた冊数

第10条 図書を帯出することができる期間の限度は、本学の教職員及び大学院生1ヶ月、学生1週間とし、夏季、冬季休業中は、その期間中とする。ただし、館長は、図書の管理上必要があるときは、期限内でも返済を命ずることができる。

第11条 図書館の利用者は、この規程に定められた事項を守るとともに、館長が別に定める利用細則に従わなければならない。

2 前項に違背の事実があった利用者に対し、館長は、警告し、もしくは図書館の利用を制限し、又は停止することができる。

第12条 利用中の図書館資料を紛失し、又はこれに損害を与えたときは、当該資料を同一のものを提供させる。やむを得ない場合、時価の金額を弁償させる。

第13条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な細則は、館長が別に定める。

第3章 文献の複写

第14条 利用者が、図書等文献を複写するに当たっては、次の事項を守らなければならない。

(1) 著作権法に違反しないこと

(2) 教育及び学術研究を目的とするものであること

第15条 複写により、当該図書等に関して著作権法上の問題が生じた場合は、すべて複写の申込みをした者が、その責任を負うものとする。

第16条 複写設備の利用については、別に定めるところによる。

附 則

1 この規程は、昭和55年1月9日から施行する。

2 九州歯科大学附属図書館規程(昭和36年6月1日制定)は廃止する。

3 一部改正 平成5年5月1日

4 一部改正 平成9年4月1日